

香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第10号

香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則

香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則（平成18年香川県教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(授業料等の減免) 第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 保護者又は勤労生徒が<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であって、当該市町村民税の所得割の額が10万円未満であるとき。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>(授業料等の減免) 第2条 香川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、県立高等学校の生徒（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）の規定による就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受けることができない者に限る。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の授業料等を減免することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 保護者又は勤労生徒が<u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、当該市町村民税の所得割の額が10万円未満であるとき。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2～6 略</p>

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。